

ビバホーム倶楽部 ポイント会員規約

第1条 目的

本規約はアークランズ株式会社（以下「アークランズ」といいます）にビバホーム倶楽部の資格者としてビバホーム倶楽部カードおよびビバホーム倶楽部プロカード入会を申込みされると同時に株式会社ジャックス（以下「ジャックス」といいます）にクレジットカードの資格者としてビバホーム倶楽部カードおよびビバホーム倶楽部プロカードの入会の申込みをされた方で、アークランズがポイントサービスの資格者として認めた方（以下「会員」といいます）を対象にアークランズが運営するスーパービバホーム・ビバホーム・ヴィンシーズ（以下「ビバホーム各店舗」といいます）及びアークランズが運営、管理、提供するビバホーム倶楽部の諸条件を定めたものです。なお、リフォーム&デザインセンター（R&D）は除きます。

第2条 カードの発行

- （1）アークランズは、会員がジャックスからビバホーム倶楽部カードおよびビバホーム倶楽部プロカード（以下「クレジットカード」といいます）の貸与を受ける前に会員に対し、1枚の仮カード（以下「仮カード」といい、クレジットカードと総称して「カード」といいます）を発行します。仮カードの貸与を受けた会員を以下「仮カード会員」といい、クレジットカードの貸与を受けた会員を以下「クレジット会員」といい、これを総称して以下「会員」といいます。なお、仮カードでクレジットによる商品の購入およびキャッシングのご利用はできません。
- （2）仮カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードの使用、保管をするものとします。
- （3）会員がジャックスからクレジットカードの貸与を受けたときは、（1）で発行された仮カードは失効し、以降会員はクレジットカードをもってビバホーム各店舗及びアークランズが提供するビバホーム倶楽部の特典を受けることができます。この場合、ビバホーム各店舗及びアークランズの提供するポイントサービスについては、本規約によるものとし、クレジットカードのご利用はジャックスが別途定めるビバホーム倶楽部カード会員規約（以下「クレジット会員規約」といいます）に従うものとします。なお、会員が、ジャックスからクレジットカードの貸与を受けなかったときは、会員は（1）で発行された仮カードをもって引続きポイントサービスの提供を受けることができるものとします。
- （4）カード所有権は、仮カードはアークランズに属し、クレジットカードはジャックスに属するものとします。
- （5）カードは名義人である会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできません。
- （6）仮カードの有効期限は、券面に記載された入会日より1年間とします。クレジットカードの有効期限はクレジット会員規約の定めに準ずるものとします。
- （7）アークランズ及びジャックスは会員がアークランズ及びジャックスの提供する特典を受けることなく不正行為があった場合、何らの通知を要することなく会員資格及びクレジット会員資格を喪失させ、カードを無効とし、その返還を求められることができるものとし、それまでの累積ポイントは失効とします。また、クレジット会員規約にもとづき、クレジット会員資格を喪失した場合も、累積ポイントは失効となります。この場合会員は、アークランズ及びジャックス間で当該事実につき通知することに同意するものとします。
- （8）仮カード会員はアークランズ所定の、クレジット会員はジャックス所定の各手続きを行うことによって脱会することができます。
- （9）会員が都合によりクレジット会員を脱会した場合はそれまでの累積ポイントは失効となります。また、仮カード会員期間中にクレジット会員を脱会した場合、仮カードは有効期限1年を待たずに無効とし、それまでの累積ポイントは失効とします。

第3条 ポイントサービスおよび特典

- （1）会員はアークランズが運営するビバホーム各店舗にてカードを提示、ご利用することにより、お買物に応じた特典を受けられます。（一部特典を受けられない店舗・商品があります。各店舗でご確認ください。）
 - ①ビバホーム各店舗におけるお買物のご精算前にレジにてカードをご提示いただいた場合に限り、お買上ポイント（以下「ポイント」といいます）の付与を受けることができます。ただし、お買上げ時にカードの提示がない場合は、原則としてポイントの付与を受けることができません。
 - ②ポイントは（a）ビバホーム各店舗でのお買上げの場合、お買上げポイントとして100円（税抜き）につき1ポイントを付与。（b）ビバホーム各店舗にてビバホーム倶楽部カードのクレジット支払いでお買上げの場合、お買上げポイントとは別に100円（税抜き）につき1ポイントのクレジットポイントを付与。（c）ビバホーム各店舗以外でのクレジットカードご利用の場合、200円（税込み）につき1ポイントのクレジットポイントを付与。（d）ビバホーム各店舗にてビバホーム倶楽部カードのり払いでお買上げの場合、（b）に加算して100円（税込み）につき1ポイントのクレジットポイントを付与。（e）ビバホーム各店舗以外でのり払いご利用の場合、（c）に加算して200円（税込み）につき2ポイントのクレジットポイントを付与させていただきます。なお、ビバホーム各店をご利用のお買上げポイント、クレジットポイントはお買上げの当日、当月の他社ご利用分およびり払いご利用分のクレジットポイントは、翌月20日頃、累計加算されます。※ビバホーム倶楽部プロカードではビバホーム各店舗でのり払いはご利用いただけません。またりポ変更サービス・Jりポサービスも対象外です。
 - ③ポイントはビバホーム各店で1ポイント1円としてお買物にご利用いただけます。尚、ご利用されたポイントは累計ポイントからマイナスされます。
 - ④毎年1月1日から同年12月31日までの期間中に積み立てたポイントの有効期限は、その翌年の12月31日までといたします。尚、有効期限内にご利用がなかったポイントは消滅するものとします。
 - ⑤切手、ハガキ、収入印紙、テナント・専門店・専門店・自動販売機、コピー機、灯油自動販売機、レジを使用しない店頭販売、各種有料サービス（工事代、工事付商品、修理代、配達料）、その他アークランズが指定する商品はポイント付与の対象外とさせていただきます。
- （2）アークランズからの宣伝・お知らせ等のご案内をいたします。
- （3）アークランズ及びジャックスは、特典内容について会員にあらかじめ通知することなく変更、中止、終了することがあります。この場合、会員に既に付与された累積ポイントの失効を伴う場合もございます。

第4条 カードの紛失等

カードを紛失した場合、それまでの累計ポイントは失効となります。また、カードの紛失・盗難その他の事由により他人に使用され、会員に損害が発生してもアークランズは一切の責任を負わないものとします。なお、クレジットカードに関しては、ポイントを除きクレジット会員規約に準ずるものとします。

第5条 カードの再発行

- （1）原則として仮カードの再発行は行わないものとします。クレジットカードの場合は、ジャックス所定の手続きに従うものとします。
- （2）新たにクレジットカードを発行する場合は、原則として累積ポイントは新カードへ移行するものとします。

第6条 会員申込事項の変更等

カード発行の際にご記入いただいた入会申込書の住所・氏名・電話番号等の内容に変更が生じた場合は、仮カード会員についてはアークランズに、クレジット会員についてはジャックスに、速やかに通知するものとします。

第7条 お買上商品返品処理

会員は、お買上商品、サービスを返品する場合は、レシートとともにカードを提示するものとします。お買上商品を返品された場合には、既に付与された累積ポイントから返品相当額のポイントが減じられます。

第8条 本規約の改定

アークランズ及びジャックスは、本規約を、会員にあらかじめ通知することなく追加・削除・変更ないし廃止することがあります。

第9条 会員情報の提供・交換・利用及び保護等

会員は、アークランズ及びジャックスの間において、ポイント管理業務上必要な範囲で会員の提出した入会申込書に記載された会員の個人情報及び会員のカード利用情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を自ら利用し、相互に提供することを承諾するものとします。なお、アークランズ及びジャックスにおける個人情報の取扱いは、アークランズについては本規約第10条から第15条により、ジャックスについてはビバホーム倶楽部カード入会申込書記載の「個人情報の取扱いに関する同意事項」に記載しております。なお、会員が自己の個人情報の利用・提供中止をアークランズまたはジャックスに対し申出された場合は、本規約に定めるポイントの付与などの特典を受けられなくなります。

第10条 個人情報の収集・保管・利用

- （1）会員は、アークランズが、ビバホーム倶楽部カード申込時に記入いただいた会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、その他アンケート事項（本契約締結後に、アークランズが会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）等（以下これらを総称して「個人情報」という。）をアークランズが保護措置を講じた上収集し、アークランズ及びアークランズが定めた利用先が利用することに同意します。
- （2）会員は、アークランズの業務を第三者に業務委託する場合に、アークランズが個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
- （3）会員は、アークランズが法令（強制力を伴っている場合に限らず、アークランズが公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して（1）により収集した個人情報を提供することに同意します。

第11条 個人情報の利用

会員は、下表に示す事業におけるポイント管理・市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付にアークランズが利用するために第10条（1）に記載の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・電話等により案内することに同意します。

事業内容

1.自動車用消耗備品及び自転車の輸入並びに販売 2.家庭用工作材料及び工具類の輸入並びに販売 3.園芸用品、農業用薬品、肥料及び灯油の輸入並びに販売 4.観賞用植物、愛玩動物、愛玩動物用品及び動物医薬品の輸入並びに販売 5.日用雑貨及び玩具、文具類の輸入並びに販売 6.時計、眼鏡、写真機及び写真材料の輸入並びに販売 7.衣料品、装身具、喫煙具及びスポーツ用品の輸入並びに販売 8.家庭用電気機械器具、情報通信機器、情報処理機器、事務用機器及び電子機器用品の輸入並びに販売 9.家具及び室内インテリア用品の輸入並びに販売 10.住宅設備機器類、家庭用物置、勉強部屋及び簡易車庫の輸入並びに販売 11.化粧品、医薬部外品、医薬品及び医療器具の販売 12.毒物、劇物の販売 13.食料品、清涼飲料水、米穀、酒類、塩、煙草、郵便切手類、印紙及び古物の販売並びに 14.家庭用電器機械器具、情報通信機器及び情報処理機器の修理 15.住宅外構資材の販売及び施工業 16.建設工事の設計及び請負業務 17.倉庫営業及び自動車運送業 18.写真現像焼付け及びその委託取次業 19.宅配便及びクリーニング等の委託取次業 20.薬局、文化教室及び駐車場の経営 21.旅行幹業並びに印刷出版及び広告に関する業務 22.不動産のリース業、割賦販売業及び金融業 23.各種物品小売業に対するコンサルタント業務並びに投資に関する事業 24.不動産の売買、交換、賃貸及びその仲介並びに所有、管理及び利用 25.前各号に附帯する一切の業務

第12条 個人情報の開示・訂正・削除

- （1）会員は、アークランズに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。尚、開示については本人確認の上、有料にて承ります。
- （2）万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、アークランズは、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第13条 利用中止の申出

本規約第10条による同意を得た範囲内でアークランズが当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降のアークランズでの利用を中止する措置をとります。

第14条 問い合わせ窓口

アークランズに対する個人情報の開示・訂正・削除のお問い合わせや利用中止の申出等に関しましては、下記までお願いします。

【問い合わせ窓口】

アークランズ株式会社 ビバホーム倶楽部カード事務局

埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号

T E L 0 1 2 0 - 5 5 7 - 6 2 0 1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 （土・日・祝を除く）

第15条 個人情報に関する条項の変更

第10条から第14条までに定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。